

青森県報

第二千七百二十三号

平成十八年
十二月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則を廃止する規則……………

(人事課) …… 一

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則……………

(こどもみらい課) …… 一

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………

(建築住宅課) …… 四

訓 令

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………

(人事課) …… 四

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………

(青少年男女共画参画課) …… 六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………

(経営支援課) …… 六

右 同……………

(同) …… 八

土地改良区の定款変更の認可……………

(農村整備課) …… 九

正 誤

平成十八年十二月十五日定例告示中……………

(河川砂防課) …… 九

規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百三三号

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則を廃止する規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則(昭和三十二年十二月青森県規則第百一号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百四号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣 旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行については、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省令第二号、厚生労働省令第二号以下「省令」という。)及び青森県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年十月青森県条例第八十号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の様式)

第二条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第四条第一項の規定による認定こども園認定申請書 第一号様式
- 二 法第五条第二項の規定による認定こども園認定更新申請書 第二号様式
- 三 法第七条第一項の規定による認定こども園内容変更届出書 第三号様式

(定期報告)

第三条 法第八条第一項の規定による報告は、毎年、六月一日から同月三十日までの間に行わなければならない。

2 省令第七条第二号に規定する知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員配置の状況
- 二 職員資格の状況
- 三 施設設備の状況
- 四 管理運営の状況
- 五 子育て支援事業の状況

3 省令第七条第三号に規定する知事が定める事項は、法第六条第一項の規定による教育保育概要として周知される事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

青森県知事 殿

住 所

氏 名

[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

年 月 日

認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定を受ける施設の名称(施設の種類)
- 3 認定を受ける施設の所在地
- 4 認定こども園の長の氏名
- 5 認定こども園において保育する子どもの数

乳児	保育に欠ける子どもの数	保育に欠けない子どもの数
1歳児		
2歳児		
3歳児		
4歳児以上		

- 6 保育所認可定員の弾力化運用の有無 有 無
- 7 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 8 認定こども園が実施する子育て支援事業
- 9 開園予定年月日 年 月 日

(添付書類)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項各号(第2項各号)に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名 [法人にあっては、名
称及び代表者の氏名]

認定こども園認定更新申請書

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定こども園の所在地
- 3 認定こども園の認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名 [法人にあっては、名
称及び代表者の氏名]

認定こども園内容変更届出書

認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定こども園の所在地
- 3 変更する事項
変更前
変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百五号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一多賀台団地の項中「百十戸」を「百三十九戸」に改め、同表白銀台団地の項中「二百七戸」を「百八十三戸」に改め、同表是川団地の項中「二百九戸」を「二百六戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第五十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定める旅行命令簿等は、当該旅行命令簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該旅行命令簿等に代えることができる。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 陸路 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」といふ。）に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程

第五条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「前五項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条中「書類」を「資料」に改める。

第七条中「道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車」を「自動車等」に改める。

第八条第一号中「の級」を削り、同条第二号中「公用車等」を「徒歩により又は道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車、公用車若しくは公用船」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 総務部人事課が管理する研修施設（以下「青森県自治研修所」といふ。）において実施される研修を受けるための旅行（研修期間中の旅行以外の旅行を除く。）をした場合には、宿泊料（青森県自治研修所に宿泊した場合の宿泊料に限る。）及び旅行雑費（同一県内旅行（出発地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行をいう。）以外の旅行の場合にあつては、青森県自治研修所に到着した日の旅行雑費及び青森県自治研修所を出発した日の旅行雑費を除く。）は、支給しない。

第八条第六号を削り、同条第五号中「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び旅行雑費」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、旧在勤地内において住所又は居所を移転した場合には、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。この場合において、移転料は、条例別表第二の路程百五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）とする。

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワド

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 ロック開発株式会社

東京都千代田区神田佐久間河岸六七

代表取締役社長 羽間和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更無し	平成 一八・三・ 四
株式会社サンワド 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	変更無し	
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の 代表取締役 藤原政博	変更無し	
株式会社フレックスコーポレーシ ヨシ 青森市第二問屋町一丁目五の二六 代表取締役 加川澄子	変更無し	
株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田二二 五の一 代表取締役 向井正太郎	変更無し	
株式会社ワールド 東京都港区新橋一丁目九の二 代表取締役社長 寺井秀藏	変更無し	

株式会社赤とんぼ
青森市新町一丁目二の八
代表取締役 夏目俊紀

株式会社ビューカンパニー
大阪府大阪市淀川区宮原三丁目四
の三〇
代表取締役 松村洋祐

株式会社ハニーズ
福島県いわき市鹿島町走熊字七本
松二七の一
代表取締役 江尻義久

株式会社プロスコ
北海道岩見沢市岡山町一八の九
取締役 佛田尚史

株式会社モリエ
愛知県稲沢市天池五反田町一
代表取締役 酒井勝徳

株式会社未来屋書店
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
の二
代表取締役 柿内宏一

株式会社大創産業
広島県東広島市西条吉行東一丁目
四の一四
代表取締役 矢野博文

株式会社メガネスーパー
神奈川県小田原市本町四丁目二の
三九
代表取締役社長 田中由子

株式会社デジタルサービス
弘前市大字駅前三丁目五の一
代表取締役 小山内幸子

株式会社菊池薬店
弘前市大字土手町一八
代表取締役 菊池清二

株式会社カワシマ・ゴールド
静岡県浜松市西丘町二七六の五
代表取締役 横田光夫

	株式会社鈴丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役社長 小林史生
	株式会社雑貨屋ブルドッグ 静岡県浜松市平口五二二八 代表取締役 久留米唯人
	トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都大田区平和島六丁目の一 代表取締役社長 吉越浩一郎
	株式会社内藤 秋田県横手市増田町増田字上町一 〇九の二 代表取締役 内藤憲一
	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田努
	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役社長 木村公保

四 届出年月日

平成十八年十二月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十二月二十七日から平成十九年四月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

弘前市大字表町二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 大塚陸毅	変 更 後	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二の二 代表取締役 清野智	変 更 年月日	平成 一八・四・一
変 更 前	弘前ステーションビル株式会社 弘前市大字表町二の一 代表取締役 浅利久雄	変 更 後	弘前ステーションビル株式会社 弘前市大字表町二の一 代表取締役 浅利久雄	変 更 年月日	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-------	-------	---------

株式会社創美 青森市花園二丁目一七の四 代表取締役社長 三上隆悦	削除	平成 一六・三・一
有限会社えま 東京都大田区山王三丁目一の七西 代表取締役社長 森田博		

四 届出年月日

平成十八年十二月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十二月二十七日から平成十九年四月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蓬田

村土地改良区の定款の変更を平成十八年十二月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

正 誤

河 川 砂 防 課

発行年月日 平成一六・三・一五 第二七二八号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
告 示	第九〇九号	四	上	表	中	岡	本
						"	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭